

## 特集

# 町税のあらまし

町税に関するお問い合わせ先  
与論町役場 税務課  
TEL.0997-97-3111

町税は、豊かで安定した暮らしができる住みよい町づくりを進める上で、欠かすことの出来ない大切な財源です。ここでは、私たちの暮らしと関係の深い町税として、「個人町県民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」についてご説明します。町税への、ご理解とご協力をお願いします。

## 町税の納期

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人町県民税（普）			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

## 町税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

取扱金融機関：あまみ農業協同組合与論支所、奄美大島信用金庫与論支店、  
ゆうちょ銀行（与論郵便局等）

手続きに必要なもの：預貯金通帳、お届印

※納付期限又は口座振替は、納期の月末です。月末が休日（土・日・祝日）の場合、その翌日が納付期限又は口座振替日となります。

## 個人町県民税

### ◆納める人

毎年、1月1日現在で

- ・町内に住所がある人（所得割と均等割）
- ・町内に事務所・事業所、又は家屋敷を所有する方で、町内に住所がない方（均等割）

### ◆税率

- ・所得割10%（町民税6%、県民税4%）
- ・均等割4,500円（町民税3,000円、県民税1,500円）

### <所得割額の計算方法>

所得割額＝課税所得金額（所得金額－所得控除額）  
×税率（10%）－税額控除額

※退職所得・土地建物等譲渡所得等は、特別税額計算となります。

### ◆かからない人（減免・軽減も含む）

☆所得割、均等割ともかからない人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

☆所得割がかからない人

前年の合計所得金額等が、35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族）＋32万円（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合に加算）の金額以下の人

☆均等割がかからない人

前年の合計所得金額が、28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族＋1）＋16万8千円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）の金額以下の人

## 平成21年10月から、公的年金からの特別徴収（引き落とし）が始まります。

対象者：65歳以上の公的年金等の受給者

（当該年度の4月1日に高齢基礎年金等を受けていて、住民税の納税義務がある人）

公的年金等の所得以外に、給与所得や営業（事業）等所得がある人は、給与から特別徴収又は普通徴収により、営業（事業）等所得がある場合、普通徴収により併せて徴収します。